平成２３年（フ）第２号
北海道根室市花園町９丁目18番地３
債務者　齊藤　貴士
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第７４号
東京都武蔵村山市伊奈平３丁目40番地の１信栄マンション206号
債務者　加藤　春江
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６号
栃木県那須郡那須町大字高久乙3523番地　那須サファリパーク
債務者　岩崎　正剛
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１４号
栃木県さくら市氏家2436番地
債務者　川合　悦子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１６号
栃木県下都賀郡壬生町至宝２丁目１番11号、前住所栃木県宇都宮市元今泉３丁目20番16号大光ビル１Ｆ
債務者　細川　孝之
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２２号
栃木県さくら市卯の里５丁目67番地３
債務者　大谷津　元
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５号
栃木県那須郡那須町大字高久乙586番地281
債務者　岸　　昇
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第１２９号
島根県出雲市渡橋町533－１　しんざい荘１号室、住民票上の住所香川県観音寺市植田町1898番地12
債務者　西　　光明
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第１３０号
島根県出雲市渡橋町533－１　しんざい荘１号室、外国人登録原票上の住所香川県観音寺市植田町1898番地12
債務者　西博子こと　任　　博子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第１３１号
島根県出雲市大社町杵築南1364番地11
債務者　長岡　辰郎
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第１３２号
島根県出雲市大社町杵築南1364番地11
債務者　長岡扶戊子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

破産廃止

平成１６年（フ）第１８５４８号
東京都国分寺市本町２丁目３番５号
破産者　有限会社ジーエヌビー
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産を廃止する。
3　理由の要領　破産財団をもって破産手続の費用を償うに足りない。
東京地方裁判所民事第20部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第６２６２号
大阪市東淀川区東淡路１丁目５番51号
破産者　株式会社エバーレ赤岩
1　破産債権の届出期間　平成23年２月22日まで
2　一般調査期日　平成23年３月17日午後３時
平成23年２月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０８号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯４丁目18番13号
破産者　平　　邦敏
1　破産債権の届出期間　平成23年２月23日まで
2　一般調査期日　平成23年３月10日午前11時15分
平成23年２月１日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６５６４号
大阪市平野区加美北７－１－19－303
破産者　株式会社イクシード
1　破産債権の届出期間　平成23年２月25日まで
2　一般調査期日　平成23年３月24日午後３時30分
平成23年２月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１７８号
札幌市南区川沿１条２丁目１番13号　ＣＡＳＡ藻岩台401号
破産者　土井久美子
1　破産債権の届出期間　平成23年３月１日まで
2　一般調査期日　平成23年４月14日午後３時30分
平成23年２月１日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７４１号
大阪府岸和田市五軒屋町５番14号
破産者　淡路　義和
1　破産債権の届出期間　平成23年３月３日まで
2　一般調査期日　平成23年４月19日午後１時30分
平成23年２月１日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係